

# 第20回 農業委員会総会議事録

妙高市農業委員会

## 第20回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月30日(水)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

### 3. 出席委員

#### (1) 農業委員(15名)

会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	17番	尾崎 香	

#### (2) 推進委員(3名)

石山 清一郎 古川 省治 清水 良恵

4. 欠席委員 9番 安原 義之

### 5. 提出議題

報告第44号 8月分許可状況について  
報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第46号 農地転用事実確認証明等報告について  
報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について  
議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第49号 農用地利用集積計画について

### 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 望月 幸子 主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

事務局

ただいまより、第20回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員の報告をいたします。只今の出席委員は15名でございます。

なお、本日は、安原会長は所用のため、欠席となっております。吉越事務局長につきましては、先般の台風の被災対応ということで、欠席ということでご了解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日は3名の推進委員の方からもご出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市川職務代理をお願いします。

職務代理

委員の皆様、お疲れさまでございます。

10月も月末になりまして、市内では一部の大規模農家を除き、秋の収穫作業がほとんど終了したものと思われまして、令和元年度米は、8月の異常気象により、品質が低下し、9月末現在でJAえちご上越管内での1等米比率が、こしひかりで4.9%。つきあかり11.2%。こしいぶき28.6%と発表されておまして、大変厳しく残念な結果になっております。

去る、10月12日午後、東海地方に上陸しました台風19号に伴い、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。近隣の長野市におきましても千曲川の堤防決壊により、家屋の流出や倒壊、収穫間近なりんご等の農作物にも大きな被害が発生しております。

当市を含む上越地域でも当日夕刻、記録的な豪雨が予想され、大雨特別警報が発表され、千人を超える多くの市民が指定避難所へ避難されたと聞いております。

妙高市内でも道路の決壊等で孤立した集落がありましたが、幸いにも人命に関わるような被害はなく、安堵しているところです。改めて自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。

被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

先程、事務局からお話ありましたが、会長は所要で欠席されておりますので、私が代わって議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第20回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、7番の宮尾 俊一 委員、8番の丸山 嘉之 委員、よろしくお願いいたします。

今回の報告事項については4件、議案については、5件のご審議をお願いします。

議長

これより、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、

- ・報告第44号 8月分許可状況について
- ・報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第46号 農地転用事実確認証明等報告について
- ・報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について

以上、報告事項4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページ、報告第44号 8月分許可状況について、をご覧ください。

令和元年8月に申請されましたものは、3条申請が3件、5条申請が6件、5条申請の事業計画変更が1件ありましたが、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。

次に、2ページ、報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を

ご覧ください。

9月に通知がありました合意解約は、5件であります。

1番につきましては、解約後は自作されます。2番から3番は、先月の総会において許可となりました農業経営基盤強化促進法による農林公社をはさんだ所有権移転であります。

この後の議案第49号にて公社からこの賃貸人への所有権移転案件が議案として上程予定であります。

4番、5番につきましては解約後、耕作者を探しましたがおらず、保全管理となります。

4番の通知の内容に、制度外とありますが、これは電子化された農地台帳で確認できる以前からの古い契約となっています。

次に、3ページ、報告第46号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

9月に処理しましたものは、法務局からの農地の転用に関する照会が2件です。

1番については、既に昭和56年に農地法第5条の転用許可済みとなっており、現在も住宅敷地として一体に管理されております。

2番については、かなり以前から現在まで耕作されておらず荒廃し、固定資産台帳もすでに農地以外の地目となっております。

いずれも、現地確認により非農地と判断し、回答いたしております。

次に、4ページ、報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は14件でありまして、あっせん希望はありません。

また、時効取得が1件となっており、これは20年以上の長期に渡ってその農地を占有していた場合、時効取得の届出により、所有権移転するための届出となっております。

当該地については、実際に20年以上に渡って新たな権利者が管理されており届出されております。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長            それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

議 長            無いようですので、報告事項4件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長            次に、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、4件です。

1番の申請地は、大字長森地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計11,372㎡であります。位置図は資料No.3をご覧ください。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人との間で利用権設定し、譲受人が耕作している農地で、市外在住で耕作管理できない譲渡人の状況から、合意に至り売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番の申請地は、大字関山地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計1,627㎡であります。位置図は、資料No.4をご覧ください。

譲渡人は、これまで申請地を管理してきましたが、病気となり将来的にも耕作管理することが困難なことから、隣接地を耕作している譲受人に相談したところ、利便性の良い農

地であることから譲受人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番の申請地は、大字関山地内、登記地目：畑が1筆、登記地積816㎡であります。位置図はNo.5をご覧ください。

譲受人は、所有者からの遺言による特定遺贈で、遺言執行者が管理する農地を耕作していきたいという新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、職務代理、担当地域の推進委員と一緒に、状況について聞き取り調査を実施しました。

申請に至った経緯は、譲受人の兄の妻である所有者から、遺言により遺贈を受けたことにより、自営業を退いた夫とともに農地を耕作したいものです。

なお、遺贈分だけでは、面積要件10aに足りないため、この後に審議いただきます、議案第49号において利用権設定により貸借し耕作するものです。

農業機械は、古い耕運機を所有しているので使用することとし、もし使用できない場合は、農機具取扱業を営む兄弟から借用して耕作する予定とのことです。

農業経験は、若い頃より実家の手伝いをしていた経験があり問題ない状況で、作付予定の作物は、ジャガイモ、きゅうり、なす、かぼちゃなど自家用野菜とのことです。

自宅から耕作地までは、自動車で40分ほどかかるようですが、定期的に通い耕作することと、これまでの経験を生かし、周りに迷惑をかけないように耕作していくことから、特段問題ないと判断をいただいたところです。

4番です。申請地は、栗原1丁目地内、登記地目：田が13筆で3,374㎡、登記地目：畑が4筆で639㎡、合計17筆、登記地積合計4,013㎡であります。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係であり、これまで親子で耕作管理してきましたが、父が高齢となり耕作管理できなくなったことから、これを機に生前贈与し、世代交代したいものであります。

以上4件ですが、3番については、聞き取りの結果、今後、継続して耕作していけることが確認できたこと、1番、2番及び4番については、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、1番の渡邊 春男委員、

2番については、12番の齋木 壽次委員、

3番については、譲受人に対する新規就農ヒアリングの状況は、私、市川が、現地調査は、12番の齋木 壽次委員、

4番については、7番の宮尾 俊一委員より、お願いします。

1番

1番について、10月3日に事務局と現地確認を行いました。先程の事務局の説明通りで補足説明はございません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

12番

2番について、10月1日に事務局と現地確認を行いました。当該農地は、国道18号線を挟んでスーパーの東側に位置する未整備のほ場で、約3年間、作付けされずに保全管理を行っていました。

今般、所有者から売却依頼を受け、譲受人を紹介し合意に至ったものです。

譲受人は、当該隣接地に約1ヘクタール所有営農しており、耕作管理状況は良好です。高齢ではありますが、比較的時間が自由になる自営内装業の息子と営農しております。今後も適切に管理されていくものと思われまます。売買価格ですが、未整備地であり当事者間の合意のものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

3番について、現地確認を行いましたので、ご報告いたします。事務局の説明通りであ

ります。10月7日に現地確認を行いました。当該地の状況を若干補足させていただきます。遺言者は、昭和48年に亡くなった夫と婚姻し、当該地において雑貨店を営んでおりました。平成17年に夫が死去し、その後雑貨店を閉店し、店舗兼住宅を解体し、更地にして名古屋に転居しました。なお、お二人の間に子供はございません。宅地及び本案件の農地は、向かいの方が管理しております、管理状況も良好です。利用権設定の農地も現地確認を実施しました。10アールを満たすために畑を借りるというもので、現在は貸付人が作付けしており、管理状況は良好です。

本案件は、遺言公正証書による所有権移転というもので、確認書類等を確認し私自身、大変勉強になりました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

新規就農者のヒアリングの説明ですが、当初私も出席の予定でしたが、その後、譲受人の都合で日程変更となり、同席できませんでしたので、市川職務代理からの説明をお願いいたします。

16番 新規就農者のヒアリングの状況について、説明をさせていただきます。

内田推進委員さんと、事務局で実施いたしました。

上越市から遠距離ではありますが、本人が農業に取り組む姿勢が感じられましたので、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

7番 4番について、10月15日に金子推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

事務局の説明通りで、親子での生前贈与ということでありまます。当該地につきましては、きれいに管理されております。小さい田んぼが多いですが、今後も管理されていくものと思いまます。注視していきたいと思いまます。特段問題ないと思いまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第45号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めまます。  
よって、議案第45号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程しまます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積170㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.7をご覧ください。

申請地は、ガス管や水道管が埋設された主要地方道妙高高原公園線の沿線にあり、周辺に小学校や体育館など公共施設が存在する区域であることから、第3種農地です。

申請者は、申請地に車庫1棟の建築整備を希望しています。

ただし、本案件は、追認案件であり、今回の転用申請に当たり、土地を調査した結果、現在、昭和40年に建築された物置が申請地内にあることが判明し、申請者の父が整備したもので、申請人は知らない案件でありましたが、今回の申請に至ったもので、申請人に指導するとともに、反省を促したものであります。

それを受けて、既存物置の建築整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、申請者先代によるやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
13番の山川 政明委員、よろしくお願ひします。

13番 10月16日に高田推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。事務局の説明通りで、昭和40年に建築された建物を確認いたしまして、その横に車庫を建てたいという申請であります。畑は耕作されておりませんが、しっかり管理されておりました。既存のものは始末書の提出もあり、資金計画等も確認しており、特段問題ないと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第46号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第46号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。  
今月の許可申請は5件です。

1番について、申請地は、白山町1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積268㎡

です。位置図は、資料No.1及びNo.8をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入、整地し、10台分の駐車場を整備することを希望しています。

2番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が1筆、登記地積123㎡です。位置図は、資料No.1及びNo.9をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地に賃貸借権を設定し、整地し、倉庫としてコンテナ3基の設置を希望しています。

3番、4番については、関連があることから一括説明させていただきます。

申請地は、大字関山地内、3番は、登記地目：田が1筆、登記地積398㎡、4番は、田が1筆、登記地積98㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.10をご覧ください。

申請地は、申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

譲受人は、現在の宅地や庭では堆雪場が足りなくなり、隣接地での宅地の拡張を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。

同一の譲渡人の土地を分割して、双方の譲受人は、申請地を購入して、整地し、主に堆雪場としての宅地の拡張を希望しています。

5番について、申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計1,513㎡です。位置図は、資料No.2及びNo.11をご覧ください。

申請地は、申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

譲受人は、隣接地で飲食店を経営しており、隣接地での駐車場を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地に賃貸借権を設定し、33台分の駐車場兼堆雪場への転用を希望しています。

ただし、本件は、許可前に駐車場として使用していた事実を確認した案件です。

こちらにつきましては、通報を受けた事務局が、譲受人及び譲渡人に確認したところ、今回の申請に至ったもので、申請人に指導するとともに、反省を促したものであります。

それを受けて、許可手続き前に駐車場として使用してしまったことについて、始末書の提出がありました。

この件については、申請書提出後に現地確認をしましたが、使用していないことを確認しましたし、申請人も深く反省しているところであります。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、5件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

事務局

議案の訂正をお願いいたします。

2番目の代表理事の名前を市川に変更をお願いします。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、17番の尾崎 香委員、

2番については、3番の尾島 和幸委員、

3番と4番については、12番の齋木 壽次委員、



5番については、13番の山川 政明委員、よりお願いします。

17番 10月10日に石山推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。  
事務局の説明通りで、関係書類等も確認したところ、特段問題なく許可して差し支えないと考えるので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

3番 10月1日に事務局と現地確認を行いました。  
事務局に説明があった通りで、当該地は、譲受人(法人)の所在地の西側です。資材等を入れるコンテナを設置するということで申請がありました。特段問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

12番 3番、4番について補足説明をさせていただきます。  
10月1日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りです。  
平成28年に本案件の隣接地を求め、住宅を建築し現在に至っております。当該地は豪雪地でもあり、雪捨て場の増設が必要な思いに至ったものと推測されるものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

13番 10月16日に高田推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。  
譲渡人は、高齢で何年も耕作をやっておられない状況でした。譲受人の飲食店の駐車場へと道路幅が狭く、堆積場として希望していると思います。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第47号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第47号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第48号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願については、8ページをご覧ください。

今月の確認願は、2件です。

1番について、申請地は、大字二俣地内、登記地目は、畑が5筆、登記地積合計2,840㎡です。位置図は、資料No.2及びNo.12をご覧ください。

申請地は、平成29年に現住所を県外に移したが、平成20年頃から現住所と行ったり来たりする状態で耕作放棄され、全く管理されていない状況で、樹木・雑木が繁茂し農地

として復旧することは難しい状況であることを確認しました。

2番について、申請地は、大字小濁地内、登記地目は、畑が5筆、登記地積合計1,780㎡です。位置図は、資料No.1及びNo.13をご覧ください。

申請地は、昭和55年頃から所有者の病気により耕作されなくなり、その後市内転居するなかで、管理されなくなり山林原野化し、全く管理されていない状況で、現地は、調査地まで行く道もなく、周囲も山林原野化している。

以上2件ですが、両件の申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び居住する所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
1番については、4番の加藤 謙太郎委員、  
2番については、10番の飯塚 淳一委員より、お願いします。
- 4番 1番について、10月1日に事務局と現地確認を行いました。  
事務局の説明通りであります。補足説明といたしまして、2年程前に転居されており、今年の夏に住宅を解体撤去しております。特段問題ないと思っておりますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 10番 2番については事務局の説明通りで、現地は山林原野化しており、畑までの道も確認できない状況でした。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案第48号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 【質問・意見なし】
- 議長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議長 これより議案第48号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第48号については、許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第49号「農用地利用集積計画について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 9ページ 議案第49号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
今月は、新規が3件、再設定が11件、農林公社を通じた所有権移転が1件であります。  
1番は新規就農であります。先日16日に先ほどの農地法第3条申請と合わせてヒアリングを実施しました。内容については先ほど説明がありましたので省略させていただきますが、面積が不足する分を、知り合いを通じて貸借し耕作するものであります。  
通作距離が若干ありますので、担当委員には今後の耕作状況について注視をお願いしております。

2番、3番については、新規設定ですが、先月合意解約の通知がありましたが、これまでの耕作者が来年より耕作をしなくなったため、新たな借受人を見つけ、来年度より耕作するものであります。

4番から11ページの14番につきましては、引き続きの再設定であります。

4番の借受人につきましては、以前から管理状態が適切でないとのことで、先般の総会でも、会長からご指摘があった方であります。

この借受人は斐太から矢代、姫川原まで広範囲に渡って親子で耕作されておりますが、地元農業委員・推進委員への確認や本人への面談により、通常適切な耕作時期よりは遅れておりますが、ある程度の管理状態を確認することが出来ました。ご本人も、遅くなっ  
てはいるが、引き続き取り組んでいきたいとのことです。農業者委員・推進委員の皆様には引き続き注視をお願いしたところです。

他の再設定については、特に問題なしと考えます。

15番につきましては、新潟県農林公社をはさんだ所有権移転となっております。

先月、地主から農林公社への許可をいただきましたので、今月は農林公社から耕作者、購入者へ、所有権移転するものであります。

地主と購入者の間ではこれまでも賃貸借契約をしており、一旦合意解約をしてからの手続きとなります。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第49号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

議長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

【質問・意見なし】

議長 これより、議案第49号「農用地利用集積計画について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第20回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。


妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

市川 政一 

妙高市農業委員会署名委員

宮尾 俊一 

妙高市農業委員会署名委員

丸山 喜之 